



山形県公報

平成16年4月27日(火)
第1537号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則.....(都市計画課)...565  
 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則.....(同)...566

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....(置賜総合支庁福祉課)...同  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(同)...567  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更.....(同)...同  
 貸金業者に対する登録の取消しの処分.....(産業政策課)...同  
 家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定の解除.....(生産流通課)...568  
 土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 県営土地改良事業計画の変更.....(同)...同  
 同.....(同)...同  
 同.....(同)...569  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(庄内総合支庁農村計画課)...同  
 県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...同  
 一般国道の供用の開始.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 道路の区域の変更.....(同)...570  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 県証紙売りさばき人の指定.....(出納局)...同

## 規 則

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

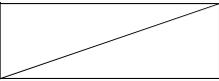
山形県規則第46号

山形県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県都市公園条例施行規則(昭和55年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1山形県総合運動公園の項中「、運動広場及び第2運動広場」を「及び運動広場」に、「、テニスコート」を「、テニスコート、第2運動広場」に改める。

別表第3第2項の表山形県総合運動公園の項中

|      |         |                   |      |                                                                                       |   |
|------|---------|-------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 運動広場 | 運 動 用 具 | 1 競技一式<br>1 時間につき | 100円 |  | を |
| 運動広場 | 運 動 用 具 | 1 競技一式<br>1 時間につき | 100円 |  |   |

|             |             |                     |        |       |
|-------------|-------------|---------------------|--------|-------|
| 第 2<br>運動広場 | 夜 間 照 明 施 設 | 全灯使用<br>1時間につき      | 3,460円 | に改める。 |
|             |             | 1 / 2 灯使用<br>1時間につき | 1,730円 |       |

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第47号

山形県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山形県都市公園条例の一部を改正する条例（平成16年3月県条例第26号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成16年5月1日とする。

**告 示**

山形県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                    | 居宅サービ<br>スの種類 | 事業所の名称及び所在地                                  |                        | 変更年月日      |
|--------------------------------------------|---------------|----------------------------------------------|------------------------|------------|
|                                            |               | 変 更 前                                        | 変 更 後                  |            |
| 山形おきたま農業協同組<br>合<br>東置賜郡川西町大字上小<br>松978番地1 | 訪 問 介 護       | 山形おきたま農業協同組<br>合<br>米沢市金池五丁目3 - 9            | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター米沢 | 平成16. 4. 1 |
|                                            | 福祉用具貸与        | 山形おきたま農業協同組<br>合<br>米沢市金池五丁目3 - 9            | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター米沢 |            |
| 山形おきたま農業協同組<br>合<br>東置賜郡川西町大字上小<br>松978番地1 | 訪 問 介 護       | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター<br>東置賜郡川西町大字西大塚1623 - 1 | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター川西 | 平成16. 4. 1 |
|                                            | 福祉用具貸与        | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター<br>東置賜郡川西町大字西大塚1623 - 1 | J A 山形おきたま福祉セ<br>ンター川西 |            |

## 山形県告示第524号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地             | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日     |
|---------------------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 株式会社電化社<br>山形市城南町一丁目16番1号 | さふらん北店<br>米沢市金池八丁目3番13号 | 福祉用具貸与    | 平成16.3.31 |

## 山形県告示第525号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                 |                                          | 変更年月日    |
|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------|----------|
|                                    | 変更前                         | 変更後                                      |          |
| 山形おきたま農業協同組合<br>東置賜郡川西町大字上小松978番地1 | 山形おきたま農業協同組合<br>米沢市金池五丁目3-9 | J A 山形おきたま福祉センター米沢                       | 平成16.4.1 |
| 山形おきたま農業協同組合<br>東置賜郡川西町大字上小松978番地1 | J A 山形おきたま福祉センター            | J A 山形おきたま福祉センター川西<br>東置賜郡川西町大字西大塚1623-1 | 平成16.4.1 |

## 山形県告示第526号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

| 氏名又は名称及び代表者氏名     | 住所                 | 取消年月日      |
|-------------------|--------------------|------------|
| 大忠総業<br>高内忠夫      | 山形市城西町四丁目1番27号     | 平成16年4月19日 |
| 大場 嵩              | 山形市青野1304番地の57     | 平成16年4月19日 |
| 山本 健一             | 山形市松波一丁目11番13-401号 | 平成16年4月19日 |
| 太田 義博             | 山形市鉄砲町二丁目22番40号    | 平成16年4月19日 |
| 友愛ファイナンス<br>三澤 文人 | 山形市鳥居ヶ丘22番38-101号  | 平成16年4月19日 |
| 阿曾商事<br>阿曾 次男     | 酒田市駅東二丁目13番地の20    | 平成16年4月19日 |

|                 |               |            |
|-----------------|---------------|------------|
| 爽リース<br>五十嵐 辰 雄 | 鶴岡市日出一丁目11番8号 | 平成16年4月19日 |
|-----------------|---------------|------------|

## 山形県告示第527号

平成16年3月県告示第249号(家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等及び区域の指定)は、廃止する。  
平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 山形県告示第528号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
大江町大字本郷戊276 - 13
- 3 認可年月日  
平成16年4月19日

## 山形県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(リバーサイド葉山地区中山間地域総合整備事業(広域連携型))事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(リバーサイド葉山地区中山間地域総合整備事業(広域連携型))事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所・大石田町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年5月7日から同年6月4日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営土地改良(草野地区経営体育成基盤整備事業(担い手育成型))事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(草野地区経営体育成基盤整備事業(担い手育成型))事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
村山市役所・河北町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年5月7日から同年6月4日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良（五十沢地区ため池等整備）事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良（五十沢地区ため池等整備）事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成16年5月6日から同年6月3日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日    |
|--------|-----|----------|------------|
| 三 川 町  | 土 口 | 基盤整備促進事業 | 平成16年3月30日 |

## 山形県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 東山七浦線
- 2 供用開始の区間 山形市大字青柳字長表2494番2から  
同 大字七浦字北川原287番3まで
- 3 供用開始の期日 平成16年4月28日

## 山形県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字外内島字信州川原15番3から  
同 字古川503番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年5月13日

山形県告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄内空港立川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 東田川郡三川町大字猪子字和田庫157番1から |   | 旧    | 37.0メートル | 192メートル |
| 同 160番1まで              |   |      | 27.4     |         |
| 同                      | 上 | 新    | 39.0メートル | 同上      |
|                        |   |      | 25.6     |         |

山形県告示第536号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年4月27日から同年5月10日まで縦覧に供する。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 庄内空港立川線
- 2 供用開始の区間 東田川郡三川町大字猪子字和田庫157番1から  
同 160番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年4月27日

山形県告示第537号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成16年4月27日

山形県知事 高橋和雄

| 名称及び代表者氏名                | 所在地          | 売りさばき所の所在地 | 指定年月日      |
|--------------------------|--------------|------------|------------|
| 財団法人山形県産業技術振興機構 理事長 遠藤 剛 | 山形市松栄二丁目2番1号 | 同 左        | 平成16. 4.16 |